

令和6年度 新座市

放課後児童保育室 入室のご案内

新座市では、保護者が就労などにより、常時留守になっている家庭のお子さんのために放課後児童保育室を開設しています。

放課後児童保育室は、子どもたちのくつろぎの場であり、子どもたちが、いたわり合い、助け合いながら生活する場です。

放課後児童支援員が、お父さん、お母さんの代わりとなり、子どもたちといっしょに生活をしながら、子どもたちの健全な育成を図るための施設です。

令和6年4月1日入室申請

- ◆ 郵送受付 令和5年9月27日(水)から同年11月22日(水)まで(必着)
 - ◆ 窓口受付 令和5年11月14日(火)から同月22日(水)まで
- 場所 市役所本庁舎2階 203・204会議室
- 時間 午前9時から午後4時まで

- ※ 18日(土)及び19日(日)は、午前9時から午後4時まで保育課窓口で受け付けます。
- ※ 申請期間終了後は、令和6年4月1日入室の受付はできません。
- ※ 新規の方は、各出張所及び各保育室での受付は行っておりません。
- ※ 新規申請は、電子申請による受付を開始する予定で準備中です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

令和6年5月1日以降の入室申請

- ◆ 受付 郵送及び保育課窓口(市役所本庁舎2階)
- ※ 郵送受付は、各入室日の申請期間最終日必着です。
申請期間後に届いた場合は、希望月の翌月以降の入室審査となります。申請期間内に余裕をもって申請をしてください。
- ※ 入室日が休室日の場合、翌開室日からの入室となります。

入室日	申請期間	入室日	申請期間
令和6年4月1日	令和5年11月14日(火) ～11月22日(水)	10月1日	8月14日(水)～9月10日(火)
5月1日	令和6年3月11日(月) ～4月10日(水)	11月1日	9月11日(水)～10月10日(木)
6月1日	4月11日(木)～5月10日(金)	12月1日	10月11日(金)～11月11日(月)
7月1日	5月13日(月)～6月10日(月)	令和7年1月1日	11月12日(火)～12月10日(火)
8月1日	6月11日(火)～7月10日(水)	2月1日	12月11日(水) ～令和7年1月10日(金)
9月1日	7月11日(木)～8月13日(火)	3月1日	1月14日(火)～2月10日(月)

新座市役所 保育課 (本庁舎2階)

住所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
電話 048-423-2735 (直通) 放課後児童保育係

対象児童

対象学年

新座市に住民登録がある又は市内公立小学校に通学している小学1年生から4年生までの集団保育が可能な児童

入室条件

放課後児童保育室を利用するには、保護者のいずれかが次の1～4のいずれかに該当する必要があります。集団生活を体験したいという理由だけでは利用できません（ココフレンドは利用できます。）。

No.	保育の必要性の事由	備 考
1	<u>保護者の就労</u> により常時家庭での保育が受けられない場合	就労時間が週4日以上（月15日以上、日曜日を除く。）かつ1日5時間以上で、原則として <u>午後4時以降</u> に終了すること。
2	<u>保護者の疾病や障がい</u> により常時家庭での保育が受けられない場合	保護者の出産、育児休業での入室は不可（入室希望月内の就労復帰を除く。）
3	<u>保護者が病人などの介護・看護</u> により常時家庭での保育が受けられない場合	常時とは、「No. 1 保護者の就労」に準じるものとします。
4	<u>保護者の就学</u> により常時家庭での保育が受けられない場合	



御利用いただけません。

保育室入室時において、兄弟姉妹分を含め、放課後児童保育室の保育料を滞納している方


申込方法

申込みの際は、以下の書類を御用意ください。
新座市のホームページからダウンロードできます。

入室申請に必要な書類		
対 象	No.	必 要 書 類
全ての方	1	新座市放課後児童保育室入室申請書（市指定の様式）
	2	家庭状況申告書（市指定の様式）
新規で入室申請する方	3	口座振替依頼書（保育料の納入は、原則として口座振替をお願いしています。） ※口座振替が可能な金融機関(本店・各支店) 埼玉りそな銀行、みずほ銀行、りそな銀行、さらぼし銀行、三菱UFJ銀行、東和銀行、三井住友銀行、武蔵野銀行、青木信用金庫、青梅信用金庫、川口信用金庫、西京信用金庫、埼玉縣信用金庫、巣鴨信用金庫、多摩信用金庫、東京信用金庫、朝日信用金庫、西武信用金庫、あさか野農協、東京あおば農協、中央労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

<p>全ての方</p> <p>①～⑦のいずれかに該当する書類</p>	<p>4 保育を必要とする事由の説明書類</p>		<p>備 考</p>
	①雇用されている方	(1)就労（内定）証明書 (2)シフト表（不規則勤務の場合）	<p>●就労（内定）証明書、就労状況申告書（自営業者用）、診断書（放課後児童保育室申請用）、介護・看護状況申告書は市指定の様式です。</p> <p>●兄弟姉妹分はコピー対応が可能です。</p> <p>●就労（内定）証明書及び診断書（放課後児童保育室申請用）については、証明日から3か月間を有効期間とします。</p> 
	②雇用が内定している方 ※就労状況を確認するため、就労開始後に、再度就労（内定）証明書の提出が必要です。	(1)就労（内定）証明書 (2)シフト表（不規則勤務の場合）	
	③自営業の方	(1)就労（内定）証明書 (2)就労状況申告書（自営業者用） (3)直近の確定申告書の写し等（自営業の証明となるもの）	
	④内職している方	(1)就労（内定）証明書 ※就労（内定）証明書の裏面を御確認ください。 (2)就労状況申告書（自営業者用） (3)発注等の実績を証明する書類	
	⑤疾病や障がいのある方	診断書（放課後児童保育室申請用）又は障がい者手帳の写し	
	⑥病人などの介護・看護をしている方	(1)介護・看護状況申告書 (2)被介護者・被看護者の診断書（任意の様式で可）又は障がい者手帳の写しなど	
⑦学校に通学している（する）方	(1)在学証明書又は合格通知書 (2)1週間の授業日数及び時間が分かる書類（授業のカリキュラム等）		
<p>該当する方</p> <p>※保護者（父母）いずれも該当します。</p>	<p>5 保育料を算定するための税書類</p>		<p>備 考</p>
	令和5年1月1日時点で新座市に住民登録がない方	●令和5年度住民税課税（非課税）証明書	<p>●令和5年1月1日時点及び令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がある方は、個人番号の記載及び個人番号カード等（(1)又は(2)）の提出は不要です。</p> <p>●祖父母が同居（住民票は別世帯であっても同一家屋内に同居している場合を含む。）しており、保護者（父母）のいずれもが非課税で主たる生計者と認めることができない場合は、同居する祖父母の税書類が必要となります。</p> <p>●郵送による申請の場合に提出された個人番号カードや個人番号が記載された住民票の写し、本人確認書類等については、内容を確認後に破棄します。</p>
	令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方	●令和6年度住民税課税（非課税）証明書 ※令和6年1月1日時点で住民登録がある市区町村で、令和6年6月以降に取得できます。取得次第、保育課に提出してください（郵送可）。	
<p>※令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方のうち申請時点では新座市に住民登録がある方は、入室申請書に個人番号を記載し申請時に次の(1)又は(2)のいずれかを確認可能な場合、住民税課税（非課税）証明書の提出は省略できます。</p> <p>※郵送による申請の場合、(1)及び(2)の本人確認書類については写しを御提出ください。</p> <p>※入室申請時点で新座市に住民登録がない方は、住民税課税（非課税）証明書の提出が必要となります。</p> <p>(1) 個人番号カード (2) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び本人確認書類（次のうち1点・運転免許証、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、在留カード等）又は次のうち2点（公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等）</p>			
<p>該当する方</p>	<p>6 その他必要な書類</p>		<p>備 考</p>
	①満65歳未満の祖父母と同居している方（住民票は別世帯であっても、同一家屋内に同居している場合も含む。）	祖父母の保育を必要とする事由の説明する書類（就労証明書等） なお、入室条件については、父母と同様です。	<p>●上記4保育を必要とする事由の説明書類を参考に用意してください。</p> <p>●すでに新座市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定の方は、その住居の世帯主が、転入予定の住所、転入予定日、転入予定者全員の氏名を記入した申立書（様式自由）の提出が必要です。</p> <p>●提出できない場合は、別居中配偶者の保育を必要とする事由の説明書類や保育料を算定するための税書類の提出が必要となります。</p> <p>●別居中、離婚協議中、又は離婚が成立している場合でも、同一住所に居住している場合は、ひとり親扱いになりません。</p> <p>●ひとり親であることの申立書は、市指定の様式です。保育課窓口で配布又は新座市のホームページからダウンロードできます。</p>
	②障がいのある児童	障がい者手帳の写し	
	③生活保護を受給している世帯	生活保護費受給証の写し	
	④新座市に転入届出前に申請する世帯 ※新座市に転入届を提出されましたら、保育課窓口又は電話連絡により御報告をお願いします。	転入予定の住所及び転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸借契約書の写し	
⑤離婚を前提に別居中の方	(1)離婚調停中又は離婚裁判中であることを証明する書類（家庭裁判所からの調停期日通知書【夫婦関係調整事件】など） (2)ひとり親であることの申立書		

市指定の様式は市ホームページからダウンロードできます。
 （口座振替依頼書、 → 申請書等記入例もあります。）



◆申請受付◆

表紙の申請期間を参考に郵送又は保育課窓口へ申請書類を御提出ください。

※ 各出張所・各保育室・保育園等では提出できません。

申請に必要な書類などが不足している場合には、受付できないことがあります。1, 2 ページで書類の確認をお願いします。

お子さんにアレルギー、疾病又は障がいなどがある場合は、「家庭状況申告書」の必要事項に必ず記入をお願いします。



◆書類審査◆

申請書類に不備又は不足などがある場合は入室審査ができず、希望月の翌月以降の入室審査となることがあります。必要に応じて電話又は通知などにより申請内容の確認や追加書類を提出していただく場合がありますので、申請書には、日中連絡がつく電話番号の御記入をお願いします。



◆入室選考会議◆

入室選考会議を行い、入室を決定します。



◆入室決定◆

決定通知書により、入室の可否の決定をお知らせします。

令和6年4月1日入室の決定通知書は、同年2月下旬頃に送付します。

令和6年5月1日入室以降の月は、入室を希望する前月の15日頃に送付します。

※ 支援員の加配が必要な疾病や障がいがある児童については、加配人員を準備するため、入室をお待ちいただく場合や、受け入れ方法などについてご相談させていただく場合があります。なお、支援員が医療行為（投薬等）を行うことはできません。

※ 保育室の入室期間は毎年度3月31日で満了します。引き続き翌年度も入室を希望する場合は、更新手続きが必要です（保育料に未納がある場合は、更新できません。）。

※ 郵送申請の場合、郵送事故等による不達の責任は負いかねますので、不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法で御提出ください。

※ 申請を取り下げの場合は、速やかに保育課まで御連絡ください。

入室してから（変更・退室）

家庭の状況などに変更があった場合には、市指定の『届出書』の提出が必要です。保育課又は各保育室にある届出書に記入し、保育課又は保育室に御提出ください（届出書は、新座市のホームページからもダウンロードできます。※1ページ参照）。

届出が必要なとき

- 1 家庭状況（住所、氏名、家族構成など）に変更があったとき
※なお、変更後の住所以外へ送付を希望する場合は、事前に御相談ください。
- 2 勤務先や勤務時間、勤務日数を変更したとき ※就労（内定）証明書を添付してください。
- 3 入室条件（1ページ参照）を満たさなくなったとき ※退室となります。
- 4 退室するとき
※退室日は遡ることはできません。退室日当日までに届出をしてください。
※詳しくは、保育課にお問い合わせください。

退室していただく場合

- 1 保育料が未納の場合 ※納付が困難な場合は、御相談ください。
- 2 入室条件を満たさなくなった場合
- 3 保育時間を守っていただけない場合
- 4 産後休暇が終了し、育児休業取得している場合

保育時間

平日	市内公立小学校の放課後から <u>午後7時まで</u>
土曜日	午前8時から <u>午後6時まで</u>
学校休業日	午前8時から <u>午後7時まで</u>

※ 学校休業日とは、土曜日を除く市内公立小学校の学校休業日とし、春・夏・冬休み、県民の日、運動会・日曜参観日などの代休日です。一日保育のときは、昼食の弁当持参となります。

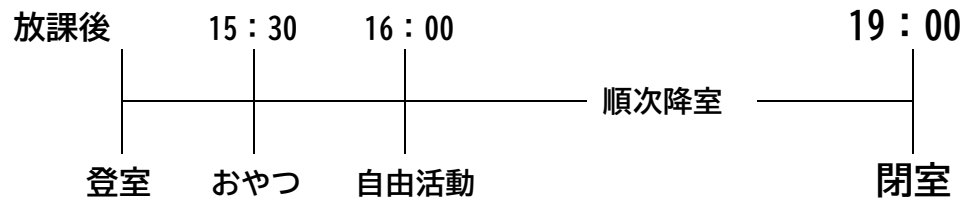
保護者の皆様へのお願い

- 1 保護者のお迎え（土曜日及び学校休業日は送迎）が原則です。※車での送迎は、禁止です。
- 2 午後6時以降の帰宅は、保護者のお迎えが必須です。
- 3 児童だけで帰る場合や習い事等で途中退室・再登室する場合、土曜日及び学校休業日に児童だけで登室する場合は、保育室への届出が必要です。保護者の責任において行っていただくこととなります。
- 4 習い事等で再登室する場合は午後6時までです。午後6時を超える場合は、習い事先に保護者の方が直接お迎えに行くなどの対応をお願いします。
- 5 保護者が就労などにより保育室を利用している場合は、就労時間が終わり次第、まずはお迎えに来ていただき、お子様と過ごす時間を大切にしてください。
- 6 午後7時（土曜日は午後6時）に閉室しますので、終了時刻を厳守してください。終了時刻以降の保育は一切できません。

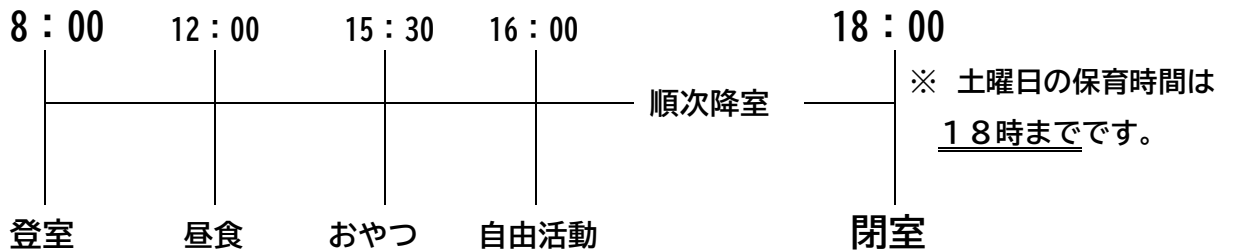


◆ 1日の保育日程と保育室での生活◆

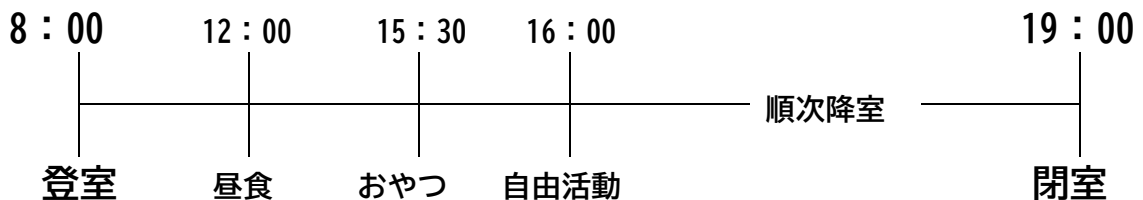
◎平日



◎土曜日



◎学校休業日（土曜日を除く。）



自由活動

宿題（学習の指導は行いません。）、読書、創作、室内外自由遊び（天気のよい日は外遊びが中心）などを行います。

休室日

日曜日、国民の祝日（振替休日等その他の休日を含む。）及び年末年始（12月29日～1月3日）です。

特別な事情による場合

- 1 台風、大雨、地震などの災害があったとき又はおそれがあるときは休室します。
- 2 お子さんが、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、はしか、風疹、おたふくかぜなどの伝染病にかかっているときは保育できません。
- 3 学校が閉鎖された場合（集団感染のおそれがあるとき）は休室します。
学年閉鎖、学級閉鎖の場合は、該当する学年、学級の児童の保育はできません。

※特別な事情による休室は、保育料の減免の対象ではありません。保育料の減免の要件は、7ページを御参照ください。

保育料算定

- 1 保育料は、同一世帯（一般的には父母）の住民税の所得割額（以下「住民税額」といいます。）の合計により計算します。

令和6年4月分から同年8月分までの保育料は、令和5年度住民税額により、令和6年9月分から翌年3月分までは、令和6年度住民税額により算定します。

※確定申告や修正申告等により住民税が変更になった場合は、保育料も変更が生じる可能性がありますので、保育課にお申し出ください。
- 2 保育料の月額、新座市放課後児童保育室保育料基準表（8ページ参照）に基づきます。

なお、同一世帯から児童が2人以上入室している場合は割引があり、入室児童のうち第2子以降の児童に係る保育料の月額は、第1子の保育料の2分の1となります。
- 3 祖父母が同居していて、父母が住民税非課税の場合に、祖父母の住民税額で保育料を算定する場合があります。
- 4 住宅ローン控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除等がある方は、その額を住民税額に加算し、千円未満を切り捨てた額で算定します。
- 5 保育料算定の基礎資料となる住民税を確認できない世帯は、保育料が最上位階層（月額12,000円）となります。令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方は、保育料を算定するための税書類（2ページ参照）の提出が必要です。また、未申告の方は申告をお願いします。
- 6 月の途中で退室した場合の保育料は、退室日までの日割り計算した額となります。登室した日数にかかわらず登録のある日数分の保育料が掛かりますので、退室するときは、退室日当日までに届出をしてください（退室日は遡ることはできません。）。
- 7 離婚調停中又離婚裁判中で父母が別居している世帯に該当する場合、以下の2点の書類を提出すると、ひとり親世帯として保育料を算定します。
 - (1) 離婚調停中又は離婚裁判中であることを証明する書類
 - (2) ひとり親であることの申立書

※「ひとり親であることの申立書」は、市指定の様式です。保育課窓口で配布又は新座市のホームページからもダウンロードできます。（2ページ参照）

※保育料の算定方法など詳しくは、市ホームページの
[放課後児童保育室保育料について](https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/93/houkagohoikuryou.html)をご覧ください。



(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/93/houkagohoikuryou.html>)

保育料の納入方法

放課後児童保育室保育料の納入は、口座振替でお願いしております。

毎月の納入手続及び収納事務の効率化に御協力ください。

口座からの振替日

保育料は、毎月末日に指定された金融機関の口座から振り替えさせていただきます。

※ 月の末日が土・日曜日など金融機関の休業日と重なった場合は、翌営業日の振替となります。（例 令和6年6月分保育料 → 令和6年7月1日（月）振替え）

保育料の減免

特別な事情により、生活の維持が困難となった方等以下の要件に該当する方は、保育料が減額又は免除される場合があります。

減免を受けようとする場合は、『新座市放課後児童保育室保育料減額・免除申請書』に必要事項を記入し、その減免理由に該当することを証明する書類を添付の上、保育課に提出（郵送可）。

なお、以下の減免の要件については、減免申請を受け付けた日以降の未到来の納期限のものが減免の対象です。

【減免の要件】

- ① 地震、風水害等により著しい損害を被った場合であって、生計の維持が困難と認められた場合
- ② 生計中心者又は家族が欠け、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合であって、生計の維持が困難と認められた場合

※ 退職、休職等による収入の減少については、保育料の減免に該当しません。



～登録口座を変更したい場合は～

新規申請時と同様に、口座振替依頼書（保育課窓口
にあり、又はホームページからダウンロードも可能※1
ページ参照）に変更したい口座の内容を記入し、口座
届出印を押印して、保育課に提出してください。

新座市放課後児童保育室保育料基準表

保護者の属する世帯の区分		保育料の額 (児童1人当たり月額)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯		0円
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（市町村民税の均等割の額のみを課税世帯を含む。）	5,000円未満	3,000円
D		5,000円以上 50,400円未満	5,000円
E		50,400円以上 156,600円未満	8,000円
F		156,600円以上	12,000円

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者である世帯をいう。
- 2 この表において、「所得割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定を適用しないで計算した額をいう。）をいい、「均等割の額」とは同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。
- 4 保育料の額は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税の所得割の額及び均等割の額により、その他の月分にあつては当該年度分の市町村民税の所得割の額及び均等割の額により算定するものとする。
- 5 C階層からF階層までの世帯において、当該世帯から児童が2人以上入室している場合の第2子以降の児童に係る保育料の額は、それぞれ当該階層に掲げる額の2分の1とする。

新 座 市 放 課 後 児 童 保 育 室 一 覧 表

令和5年9月27日現在

放課後児童保育室名	所在地	電話	運営・管理者	
大和田放課後児童保育室	大和田1-1-30、野火止5-3-55 (大和田小学校教室内、大和田小学校そば)	048(478)1221 048(481)1212	社会福祉法人 新座市 社会福祉協議会	
第四放課後児童保育室	馬 場3-6-1 (第四小学校敷地内)	048(481)1333		
八石放課後児童保育室	野 寺2-8-45 (八石小学校教室内)	048(482)2838		
野寺放課後児童保育室	野 寺5-1-24 (野寺小学校教室内)	042(475)3961		
新堀放課後児童保育室	新堀1-16-5、新堀1-17-4 (新堀小学校教室内、新堀小学校そば)	042(495)6003 042(495)3330		
石神放課後児童保育室	石 神1-10-20 (石神小学校教室内)	048(479)2118		
栄放課後児童保育室	新 塚1-1-1 (栄小学校教室内)	048(477)7637		
栗原放課後児童保育室	栗原1-5-6 (栗原小学校敷地内)	042(475)1277		
片山放課後児童保育室	片 山1-8-31 (片山小学校教室内)	048(478)0255		※片山、池田、陣屋の放課後児童保育室は、R6年度4月から指定管理者が変更になる予定です。
池田放課後児童保育室	池 田4-8-17 (池田小学校敷地内)	048(479)6341		
陣屋放課後児童保育室	野火止1-18-20 (陣屋小学校敷地内)	048(481)8720 048(481)5040		
西堀放課後児童保育室	西 堀2-18-3 (西堀小学校敷地内)	042(493)9362	シダックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社	
新座放課後児童保育室	新 座3-4-1 (新座小学校そば)	048(479)0872		
東北放課後児童保育室	北野3-1-5、北野3-1-2 (東北小学校そば、東北小学校敷地内)	048(473)8530 048(476)7300 048(476)6677		
東野放課後児童保育室	野火止6-22-11 (東野小学校そば)	048(480)3131		
野火止放課後児童保育室	野火止4-9-1 (野火止小学校敷地内)	048(479)8664 048(479)8674		
新開放課後児童保育室	大和田1-22-10 (新開小学校敷地内)	048(481)3067 048(481)3084		

最新の保育室
一覧はこちら



※保育室が複数ある場合のクラス分けは、毎年、変更しており、保育する建物や部屋が前年と変わる場合があります。

◆よくある質問と回答◆

Q1	入室申請書にある個人番号欄の記載や個人番号カード等の用意は、全員必要ですか。
A1	<u>令和5年1月1日時点及び令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がある方は必要ありません。</u> 令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方は、個人番号欄の記載及び個人番号カード等の用意をお願いします。
Q2	令和6年1月2日以降に新座市に転入してきましたが、個人番号が分からず申請書に記載できませんがどのようにしたらよいですか。
A2	令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方で、申請書に個人番号の記載ができない場合は、市で保育料を算定するための税情報が確認できないため、令和5年1月1日時点、令和6年1月1日時点で住民登録があった市区町村で発行の令和5年度、6年度の住民税課税（非課税）証明書を提出してください。 なお、令和6年度の住民税課税（非課税）証明書は令和6年6月以降に取得できます。
Q3	家庭状況申告書裏面の出席予定日数について、まだ正確に分からない場合は、どのように記載すればよいですか。
A3	申請時点での予定で、利用する可能性がある曜日に○印を記入していただき、1週間当たりの日数を記載してください。 なお、○印がない曜日は利用できないというものではありません。
Q4	保育が必要な時間について、土曜日を除き、開室時間が午後7時までですが、お迎えは午後7時までに行けばよいのですか。
A4	保護者が就労などにより常時留守になっている御家庭のお子さんの居場所として開設しています。そのため、留守にする理由（就労等）が終わりましたら、まずはお迎えをお願いします。
Q5	兄弟姉妹で入室申請をするのですが、それぞれに就労証明書が必要ですか。
A5	それぞれに必要なですが、就労証明書はどちらか一方に原本を提出いただければ、もう一方はコピーで構いません。
Q6	保育園用の就労証明書は、保育室の入室申請にも使用できますか。
A6	保育園用の就労証明書は、保育室の入室申請にも使用できます。保育室入室申請用に写しを取り提出してください。なお、保育室用の就労証明書は、保育園用には使用できません。
Q7	令和6年4月1日入室を希望していますが、現在の雇用条件は就労終了時間が午後3時のため入室条件を満たしていません。勤務先と相談し、令和6年4月からは勤務時間を拡大し午後4時まで勤務することになりましたが、入室申請はできますか。
A7	入室希望の4月からは就労拡大し、入室条件を満たす場合は申請できます。 現状の就労（内定）証明書を提出いただき、入室希望の4月中に就労拡大後すること及び就労拡大後2週間以内に就労拡大後の就労（内定）証明書を再度提出していただくことを条件とした条件付き入室となります。なお、申請時に添付していただく就労（内定）証明書の「特記事項」欄には、4月から就労拡大予定があることを勤務先に記載していただくようお願いします。 《例》 令和6年4月1日から勤務時間を午後4時までに拡大する予定あり。

Q 8	現在は就労していませんが、4月から就労開始の内定をもらいました。4月1日入室の申請はできますか。
A 8	<p>内定先に就労（内定）証明書（新座市指定の様式）を御記入いただき、申請期間内に申請してください。入室希望である4月中の就労開始及び就労開始後2週間以内に就労開始後の就労（内定）証明書を再度提出していただくことを条件とした条件付き入室となります。</p> <p>※ 就労開始予定の4月中に就労開始しておらず入室条件を満たしていない場合、又は就労開始後の就労（内定）証明書の提出がない場合は、退室となります。</p>
Q 9	現在は就労していませんが、4月から就労するため、現在求職活動をしています。4月から就労できた場合には、保育室を4月から利用したいのですが、4月1日入室の申請はできますか。
A 9	<p>入室条件を満たす就労を4月中に開始する予定で求職活動をしている場合は、求職活動中の方の就労（内定）証明書以外の申請に必要な書類を揃えて申請期間内に申請してください。入室希望である4月中に入室条件を満たす就労の開始及び就労開始後2週間以内に就労開始後の就労（内定）証明書を提出していただくことを条件とした条件付き入室となります。</p> <p>※ 就労開始予定の4月中に就労開始しておらず入室条件を満たしていない場合、就労条件を満たさない就労の場合、又は就労開始後の就労（内定）証明書の提出がない場合は、退室となります。</p>
Q 10	保護者の就労により入室を希望していますが、勤務先との労働契約上の勤務終了時間が午後3時30分のため入室条件を満たしていません。実際は、恒常的に1時間程度の残業があり、勤務終了時間は午後4時を過ぎています。就労証明書の勤務時間は「残業は含めない。」となっていますが、勤務先にはどのように記載してもらえばよいですか。
A 10	<p>就労証明書の勤務時間は、契約上の勤務時間を記載していただき、恒常的に残業があり就労終了時間として評価を希望される場合は、「特記事項」欄に残業時間について記載していただくようお願いします。</p> <p>《例》 恒常的に1時間程度の残業があり、勤務終了時間は午後4時30分です。</p>
Q 11	月途中まで育児休暇の場合、1日付け入室の申請はできますか。
A 11	<p>入室希望の月中に育児休暇から復職する場合は、申請できます。</p> <p>現状の就労（内定）証明書を添付していただき、入室希望月中の復職及び復職後2週間以内に再度、復職後の就労（内定）証明書を提出していただくことを条件とした条件付き入室となります。</p> <p>なお、保育料については、登室した日数による日割り計算した金額ではなく、月額金額となります。</p> <p>※入室希望月中に復職しなかった場合（翌月1日復職など）又は復職後の就労（内定）証明書の提出がない場合は、退室となります。</p>

Q12	保育室の入室条件について、保護者の就労時間が午後4時以降に終了することとありますが、通勤時間や残業時間は含まれますか。
A12	通勤時間は含まれません。残業時間については、恒常的に残業時間が生じていることを勤務先が就労（内定）証明書等で証明した場合は含まれます。
Q13	令和6年4月1日入室を希望していますが、令和6年1月頃に新座市に転入予定です。申請期間中は市外在住ですが、入室申請はできますか。
A13	転入予定の住所及び転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸借契約書の写し等を提出の上、新座市指定の様式で申請期間内に申請してください。また、申請期間後に転入することが分かり、入室が必要な場合は、事前に保育課に御相談ください。 なお、新座市に転入届を提出されましたら、必ず保育課に御報告をお願いします。
Q14	保護者が海外赴任や単身赴任でも就労証明書等は必要ですか。
A14	必要です。令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない場合は、保育料を算定するための住民税課税（非課税）証明書の提出も併せてお願いします。
Q15	満65歳未満の祖母と同居していますが、住民登録は別世帯になっています。祖母の保育の必要性の事由を証明する書類の提出は必要ですか。
A15	満65歳未満の祖父母と同居をしている場合、住民登録が別世帯であっても同一家屋内に同居している場合は、保育の必要性の事由を証明する書類が必要です。入室申請書の「家族の状況」欄にも記載してください（同住所であるが、別棟に住んでいる場合は不要です。）。
Q16	離婚に向けて父又は母は別居していますが、別居している父又は母の就労証明書を提出できません。
A16	離婚調停中又は離婚裁判中の別居の場合は、証明となる書類（家庭裁判所からの調停期日通知書など）の写し及び「ひとり親であることの申立書」を提出してください。 提出できない場合や別居又は離婚協議中の場合は、就労証明書等の保育の必要性の事由を証明する書類や保育料を算定するための税書類の提出が必要となります。 ※ 「ひとり親であることの申立書」は、保育課窓口で配布又は新座市のホームページからもダウンロードできます。
Q17	待機児童はいますか。また、申込みは早い方が有利ですか。
A17	現時点では、待機児童制度を設けていないため、入室条件を満たす場合、原則入室することができます。 また、早く申し込みされても有利にはなりません。書類に記載漏れや不足などがあり入室審査ができない場合、希望月に入室できませんので余裕をもって申請してください。

申請に必要な書類を最終確認してください。

※ 不備や不足書類の追加提出などが申請期間中にできない場合は、入室審査及び入室決定ができず、希望月の翌月以降の入室審査になることがあります。必ず提出前に書類の確認をお願いします。

入室申請に必要な書類	チェック欄	補足
新座市放課後児童 保育室入室申請書	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●入室希望児童数分が必要です。 ●消えるボールペンや鉛筆で記入されたものは受付できません。また、修正液、修正テープ等による訂正は無効となります。 訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、余白に訂正内容を記入してください。 ●不足などがあった場合、必要に応じて電話連絡をしますので、日中つながりやすい電話番号を記入の上、留守番電話への設定又は折り返し御連絡いただきますようお願いいたします。 ●令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方は、個人番号欄に個人番号カード又は通知カード等に記載のある12桁の数字を記入してください。令和5年1月1日時点及び令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がある方は記入不要です。 ●家族の状況について、入室する児童以外の保護者及び同居している方全員について記入してください（祖父母等）。 ●「放課後児童保育室 入室のご案内」及び署名欄の内容を必ず御確認いただき、保護者が直筆で署名をしてください。
家庭状況申告書 (両面刷)	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●入室希望児童数分が必要です。 ●出席予定日数については、申請時点での予定で、利用する可能性がある曜日に○印及び1週間当たりの日数を記入してください。 なお、○印がない曜日は利用できないというものではありません。 ●保育が必要な時間については、就労等により家庭での保育ができない範囲の時間を記入してください。 ●アレルギーがある場合は、おやつ等の除去食についてやエピペンの処方等アレルギーの内容について記入してください。 ●特別な配慮の必要性がある場合は、発達で気になること、疾病、障がいについてお子様の状況や保育を行う際の注意点等をできるだけ詳しく記入してください。 手帳などをお持ちの場合は、写しを添付してください。 必要に応じて、現在利用されている預け先施設から保育に必要な情報の提供を受けることや生活の様子など伺う場合があります。
保育を必要とする 事由の説明書類		<ul style="list-style-type: none"> ●保護者（父・母）、満65歳未満の同居の祖父母分が必要です。 ●就労（内定）証明書、就労状況申告書（自営業者用）、診断書（放課後児童保育室申請用）、介護・看護状況申告書は、市指定の様式です。 ●就労（内定）証明書及び診断書の有効期間は、証明日から3か月間です。 ●就労（内定）証明書 入室条件を満たしているか確認してください（就労時間が週4日以上（月15日以上、日曜日を除く。）かつ1日5時間以上で、原則として午後4時以降に終了すること）。 記載内容、証明日、記入担当者名など記入漏れがないか確認してください。 不規則勤務の場合は、直近3か月分のシフト表等を添付してください。 勤務時間について、恒常的な残業があり、就労終了時間として評価を希望される場合は、「特記事項」欄に残業時間について記載していただくようお願いします。 ●就労状況の被証明者が就労先の代表の場合、自営業か否かの判断は、法人格を有しているか否かになります。

雇用されている方	<input type="checkbox"/>	就労（内定）証明書、シフト表（不規則勤務の場合）
自営業の方	<input type="checkbox"/>	就労（内定）証明書、就労状況申告書（自営業者用）、直近の確定申告書の写し等（自営業の証明となるもの）
内職している方	<input type="checkbox"/>	就労（内定）証明書（就労（内定）証明書の裏面を御確認ください。）、就労状況申告書（自営業者用）、発注等の実績を証明する書類
疾病や障がいのある方	<input type="checkbox"/>	診断書（放課後児童保育室申請用）又は障がい者手帳の写しなど
病人などの介護・看護をしている方	<input type="checkbox"/>	介護・看護状況申告書、被介護者・被看護者の診断書（任意の様式で可）又は障がい者手帳の写しなど
学校に通学している（する）方	<input type="checkbox"/>	在学証明書又は合格通知書、1週間の授業日数及び時間が分かる書類（授業のカリキュラム等）
口座振替依頼書	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●口座届出印の押印漏れや届出印の相違がないか確認してください。 ●備考欄に、<u>児童氏名、保育室名及び新年度の学年を記入してください。</u>
保育料を算定するための税書類 <u>令和5年1月1日時点及び令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がある方は不要です。</u>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年1月1日時点で新座市に住民登録がない保護者（父・母） <u>令和5年度住民税課税（非課税）証明書</u> ●令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない保護者（父・母） <u>令和6年度住民税課税（非課税）証明書</u> ※ 令和6年度住民税課税（非課税）証明書は、令和6年1月1日時点で住民登録がある市区町村で令和6年6月以降に取得できます。取得次第、保育課に提出してください（郵送可）。 ●入室申請時点は新座市に住民登録があるが、令和5年1月1日時点又は令和6年1月1日時点で新座市に住民登録がない方のうち、入室申請書に個人番号を記載し、申請時に次の(1)又は(2)のいずれかを確認可能な場合は、住民税課税（非課税）証明書の提出は省略できます。 なお、郵送申請の場合、(1)又は(2)の本人確認書類については写しを御提出ください。 (1) 個人番号カード (2) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び本人確認書類（※1） ※ 入室申請時点に新座市に住民登録がない方は、住民税課税（非課税）証明書の提出が必要となります。 ●<u>保育料を算定するための税書類が未提出の場合や未申告の方など、市で税情報が確認できない世帯については、保育料が最上位階層（月額12,000円）で仮決定となりますので、御注意ください。</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※1 本人確認書類（次のうち1点・運転免許証、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、在留カード等）又は（次のうち2点・公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等） </div>		
新座市へ転入届出前に申請する世帯	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●転入予定の住所、転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸借契約書の写し。すでに新座市内にある住居（祖父母宅等）に転入予定の方は、その住居の世帯主が記入した申立書（様式任意）の提出が必要です。 <u>新座市に転入届を提出されましたら、必ず保育課に御連絡ください。</u>
離婚を前提に別居中の方	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●離婚調停を証明するもの（家庭裁判所からの調停期日通知書など）、ひとり親であることの申立書を提出してください。 ●ひとり親であることの申立書は、市指定の様式です。保育課窓口で配布又は新座市のホームページからもダウンロードできます。 ●提出できない場合は、別居中配偶者の保育を必要とする事由の説明書類や保育料を算定するための税書類等の提出が必要になります。 ●別居中、離婚協議中、又は離婚が成立した場合でも、同一住所に居住している場合は、ひとり親扱いになりません。